

平成26年度 第2回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成26年5月2日（金）
午前9時30分～11時30分
- 2 場所 流山市役所第二庁舎3階303
- 3 出席委員
小島会長 石塚委員 鈴木（れ）委員、鎌田委員 大野委員 中村委員
田村委員 上平委員 米澤委員 杉田委員 栗飯原委員 小泉委員
鈴木（孝）委員 鈴木（五）委員
- 4 欠席委員
中委員 大津委員 平原委員 森山委員
- 5 事務局
染谷健康福祉部長 河原健康福祉部次長兼社会福祉課長
増田健康福祉部次長兼健康増進課長 早川介護支援課長
今野高齢者生きがい推進課長 小西障害者支援課長
鶴巻社会福祉課健康福祉政策室長 富樫健康福祉政策室主査
石川健康福祉政策室主事
- 6 傍聴者
3名
- 7 議題
・（仮称）流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について
- 8 議事録（概要）
（小島議長）

会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は14名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。本日は傍聴の申出が在ります。（後に3名の方が審議会を傍聴）

それでは、議事に入ります。前回の第1回流山市福祉施策審議会では、3つ議題がありました、まずは第一に流山市高齢者支援計画の策定について、二つ

目が第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画の策定について、最後に（仮称）流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について審議していただきました。

前回の第1回流山市福祉施策審議会でも報告しましたとおり、流山市高齢者支援計画の策定、第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画の策定につきましては、答申の時期が10月になっていることから委員の皆さんからのご意見・ご質問は今後の審議会にて審議して頂き、今回の第2回流山市福祉施策審議会では（仮称）流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について審議したいと思えます。

それでは、（仮称）流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について、事務局からの説明を求めます。

（事務局：河原健康福祉部次長）

（仮称）流山市地域支え合い活動の推進条例の制定についてですが、前回の審議会のなかでは、条例の概要についてご説明させて頂きました。また、前回の審議会ですら昨年未からこの4月にかけて、関係者の皆さまに説明させていただいた中で、出された質疑・意見等についてまず説明させていただきます。

これにつきましては、自治会を中心とした防災関係団体会議あるいは、民生委員・児童委員協議会、そして地区社会福祉協議会の代表者の方々に説明させて頂いたなかで頂いた意見・質疑をこれから説明します。今後、審議会委員の皆さんの審議に関してご参考になればと思えます。

委員の皆さんに配布してあります「（仮称）流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について意見聴取で提出された主な質疑応答」この資料に基づいて、これから順々に説明させていただきます。

まず、「同意はどのようにもらうのか。また誰が行うのか。」

これにつきましては、市が、直接対象者に同意書を郵送して、その意向を確認します。

障害者手帳等の所持者は、名簿に登載していいかを確認します。その他を仮に75歳以上とした場合、登載したくない場合は申し出をしてもらいます。申出がなければ登載します。なお、意向確認も1回ではなく、再確認のために2回は実施したいと考えています。

つぎの質問事項「誰が対象であるか。」

これにつきましては、75歳以上の単身者の方、75歳以上のみの世帯に属する方、身体障害者手帳（1・2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）、療育手帳（A等）、要介護（3以上）の認定を受け、居宅で生活している方、その他本人が名簿登載の申出をし、市長が認めた方となります。

つぎの質問事項「高齢者の対象をなぜ75歳以上と設定したのか。」

これにつきましては、65歳以上は25年度で、37,000人以上おります。対象者が多すぎるため、年齢を上げないと対応できないため、75歳以上(15,000人以上)にしたいと考えています。また今の65歳は元気であり、昔の65歳とは違います。

つぎの質問事項「見守り対象とならない人(不同意者)もいるが、その人の支援はどうするのか。」これにつきましては、登載拒否の申し出をすれば、提供名簿には登載しません。しかし、平成25年6月施行の災害対策基本法の一部改正及び市個人情報保護条例では災害発生時又は災害発生の恐れがある場合は、本人の同意を得ず、情報提供できることになっています。

つぎの質問事項「地域見守りネットワークの活動状況については、175自治会中30自治会しか活動を実施していない。条例を作っても、自治会のない地域や見守りができない自治会はどうなるのか。」

これにつきましては、関係課と調整を図りながら、地域コミュニティづくりを優先し、出前講座を活用しながら、進めていきたいと考えています。また、自治会関係者によると、見守り対象者名簿を作成することが困難で、名簿があればいつでも見守りはできるという意見が多く聞かれたため、市では今回の災害対策基本法の一部改正(平成25年6月施行)の趣旨を踏まえ、平成26年度上半期中に条例を策定した後に、75歳以上の方々や障害者の方々などに通知を出し、避難行動要支援者名簿への登載の可否を聞いたうえで、名簿を整備し、平成27年度以降、要望のある自治会等に提供していく予定であります。

つぎの事項「自治会が中心とのことだが、各自治会に説明してほしい。」

これにつきましては、自治会総会などにも参加し、積極的に説明を実施していきます。今後、その手法を検討していきます。

つぎの質問事項「提供名簿は、更新するのか。」

これにつきましては、転入、転出、死亡等があるので、毎年を更新を検討しております。

つぎの質問事項ですが、「住民票のない人はどうするのか。」

これにつきましては、住民票が、基本であるため、住民票のない者には同意書の発送はできません。このような方々の把握は、自治会や民生委員などの近隣住民からの情報しかありません。

つぎの質問事項「個人情報の取り扱い、守秘義務は守られるのか。」

これにつきましては、自治会の中でも名簿管理者、名簿閲覧者の指定を行い、必要に応じて必要な人が閲覧するようになります。自治会への説明会のなかで個人情報や守秘義務についても、徹底した情報管理について説明していきます。

つぎの質問事項「流山市災害時要援護者避難計画についてどう考えているか。」

これにつきましては、今後、条例制定後、最も現在の状況に合致したものになるよう見直すことを考えております。

(栗飯原委員)

その他市長が名簿登載を認めた者と、記載してありますが、これには年齢制限が有るのか無いのか。市長が認めた者とはどういうものか。災害の恐れがある場合本人の同意を得ずに情報提供できるとありますが、出すタイミングが実際には難しいのではないかと。自治会を担当する課があるのですか。

(事務局：河原健康福祉部次長)

年齢制限については、考えていません。自ら災害支援が必要であると考えられた方は、支援して行く考えです。市長が特に認めた者については、内規は定めておりませんが、例示的なものは考えて行きたいと思っております。災害時の弱者となりますが、具体的に考えていきたいと思っております。名簿提供のタイミングですが、大地震が起きた場合は、災害対策本部を立ち上げた時点で、恐れがある場合は、流山市では考えにくいですが地震の後津波がくるような場合だと思っております。自治会担当課は、市民生活部コミュニティ課になります。

(鈴木（五）委員)

75歳以上のものみの世帯に属する者世帯全員が75歳以上の意味を教えてください。名簿閲覧者とはどういう意味ですか。

(事務局：河原健康福祉部次長)

75歳以上の世帯とは、世帯員全員が75歳の世帯です。閲覧の考え方ですが、自治会の名簿の管理者がその名簿をコピーして渡すのではなくて、必要な者に見せるもので、その対象者を言います。

(鈴木（五）委員)

見せる対象者を限定するということですか。

(事務局：河原健康福祉部次長)

事前に閲覧できる者を届出してもらいます。

(事務局：染谷健康福祉部長)

見守り活動をしている方とを考えてください。自治会の全ての方にお見せすることはできません。

(小泉委員)

地区社協で、高齢者生きがい推進課の声の訪問活動を実施しております。私たちの地区社協は12自治会ありますが、対象者は自治会から名簿を出していただいています。名簿は会長だけが持っていて、ほかの方は見ることはできません。そういう形で取組んでいる自治会があるのであれば、全体的にそうしなくてもよいと思うのですが。名都野自治会で2年前アンケートを取った結果見守りが必要ですか聞いたところ4世帯だけが見守りの要望がありましたので、その4世帯については見守りをしているのですが、そのほかに一人暮らしだとか、の人は、民生委員の人と相談しながら見守りをしているのですが、地区社協のもっと活用ができないのでしょうか。介護保険のことで、アンケートを送っていますが、その中に見守りが必要かどうか質問を加えてください。

(事務局：今野高齢者生きがい課長)

地区社協の声の訪問事業を有効に活用していただきたいとのことですが、地区社協で実施している見守りは歴史もあり信頼関係も確立していますので、地区社協の事業として継続していただきたい。

(事務局：早川介護支援課長)

介護保険の関係のアンケートについてですが、前回説明させていただきました「高齢者支援計画」の策定のために無作為抽出した2千名に計画策定のための基礎データを取得するためと介護予防を目的に調査したものです。

(事務局：河原健康福祉部次長)

地区社協につきましては、非常に有効にやっけていただいております。15小学校区のうち1小学区を除いて全て実施していただいております。最終的には自治会に見守り実施していただきたいと考えています。現状は175自治会のうち見守りをやっている30自治会という現状もありますので、引続き地区社協の方にもお願いしますが、見守りを自治会に移行したいと考えています。それは、災害時の避難支援者となりますので、災害が起きた時だれが助けるかと考えたとき、自治会の中で隣近所の方が助けることとなると考えていますので、自治会が一番適当と考えています。自治会が見守りをやっけていて、新たな名簿は必要ないのではないか、とのお話がありましたが、中には手を挙げられない人もいますので、市で持っている情報を提供してより多くの要支援者の情報を提供するものです。

(田村委員)

名簿の管理の仕方について市から具体的な管理について、名簿をいただいたけれどもできなかった場合名簿をお返しすればよいのですか。転入してきた場合や新たに障害者手帳を取った時に説明して同意を取った方がよいのではないのでしょうか。

(事務局：河原健康福祉部次長)

1点目の管理方法ですが、管理者と閲覧者の名前を市に報告していただいて、後詳細は協定の中に入れていきたいと考えています。見守りを実施できなかった場合全くやらないとの意思表示があれば回収せざるを得ないと思います。転入時等に同意をもらったどうかというのは、良いご意見ですので考えさせていただきます。

(上平委員)

災害時要援護者支援計画を初めて知りましたが、こんな計画があったのですか、今どうなっているのですか。

(事務局：染谷健康福祉部長)

災害時要援護者支援計画は今から6年前です。この計画通り実施しているかと一般質問がありましたが、一部しか実施していません。なぜなら今回の条例の制定にもありますが、情報の提供が余りにも少なかったため情報を基にした計画を策定できなかったということです。災害対策基本法の改正に伴いまして、この災害時要援護者支援計画をより実現化するためにもこの条例を成立させていただいて、情報収集をしやすくしていただいて、収集した情報で計画を見直します。それで、平成27年3月31日までに作成して、4月1日からは手を挙げていただいた自治会にそれを出して行きたいと考えています。しかし手を挙げていただく自治会が30では何にもなりません。9月の30日までは、条例の制定に全力を尽くしますが、それ以降は計画の策定もありますが、少なくとも過半数の自治会に協力いただけるよう努力してまいります。

(上平委員)

現状はわかりました。提供していただかなくても市は情報を持っているということですか。あったのであれば、計画は既にできたのではないのですか。

(事務局：染谷健康福祉部長)

ありますが、本人の同意なくしては職権で外には出せません。それを出来るようにするために条例を制定し避難計画を作って平常時から自治会の皆さんに

利用していただきたいと今回事を運んでいるのです。

(上平委員)

災害時要支援者避難支援連絡会議を招集する防災関係機関・自主防災組織・民生児童委員等が把握している要支援者情報から作成します。もし個人情報保護を言うのであればこれは言えないと思いますが。

(染谷健康福祉部長)

この計画を作成する際、諸団体から情報をいただいたということです。この計画を作るために諸団体に伺っただけです。

(上平委員)

可能性が無いのなら、意味がないのではないのですか。

(事務局：染谷健康福祉部長)

可能性というのは、こちらから伺って同意していただいた方は情報を出せませす。

(上平委員)

ではそういう方の名簿はできていますか。

(染谷健康福祉部長)

さっき申し上げましたが、一部はできています。

(上平委員)

一部ではなく全部カバーしようとするのが、今回の条例制定の意味ですね。

(染谷健康福祉部長)

拒否の意思表示が無い方は、全部です。

(大野委員)

地区社協の見守りの話がありましたが、私たち民生委員は厚生労働大臣から委嘱されて守秘義務があります。名簿の提供は市長と覚書を締結し提供を受けております。国から再三にわたって情報提供をするよう指導があつて提供されたものです。その名簿にその方の既往症や何処の病院にかかっていると必ず記載してあります。これをすべての民生委員は持っております。これを何か

あった場合出せば良いと思います。是非協力させていただければと思っております。

(鈴木 (五) 委員)

送っていただいた資料2の14ページを見ると避難支援者2名の住所・氏名・電話が書けるようになっていて、市役所は避難支援者の把握をしているんだと思って、これを見て名簿を自治会に出すか出さないかの前に75歳以上の高齢者や障害者に地域に避難支援者がいますかを聞いているという人は、それでいいのではないか。いない人だけ自治会に名簿を出して支援者を募ってもらいますか、ということになると思いますが。インターネットで調べてみると、同意しますと回答する人が2割程度で8割は同意しません。私の住む自治会は、350世帯あって、一人暮らしが51名居て、市役所に見守って欲しいと言った人が8名です。51名中8名をどう考えるかですが、要支援者で見守りを希望する人は少なく、既にいざというときは、支援してくれる人が近くにいる人や自治会に名簿をオープンにして支援者を募集して欲しくない人がいるので、先に地域に支援者がいるかどうかを把握して、誰もいない人で、希望する人を支援すればいいのではないのでしょうか。どこかの自治体で不同意の意思表示をしないと恐ろしいことをするなと思います。

(染谷健康福祉部長)

人の命は地球より重いと考えています。情報をもらいそれをその地域でもっとも行動力のある自治会の方にお知らせし、日頃そして災害発生時に大切な命を守っていただきたいと思っておりますので、個人個人ではなく自治会の皆さんにお願いしたいと考えています。もう一点の新潟県の自治体の件ですが、流山も同じ形式です。全国的に有名な中野区も同じです。流山市も積極的に拒否される方以外は、理解を得ていただく為に積極的に努力します。皆さんの命を守ることを一番考えていることを分かってもらいたいと思っております。

(鎌田委員)

今回の条例は地域支え合い活動を推進する条例で災害時だけではなく普段から、支え合う社会を作ることを目的に条例を作ってもらいたい。普段から助け合いをする情がないと災害時助けてください、助けますとはならないと思いますので、支え合いを推進する条例を作ってもらいたい。対象者の方が気持ちよく名簿に載せてください、自治会の方には、支え合い活動をしましよと言っただけの条例を作るのが第一で支え合い活動とはどういうものか分かる条例を作らなければならないと思いますので、市では支え合い活動についての

ように考えているのですか。それから見守りとはどこまでするのか、1年に一度自治会の人回ればいいのか半年に1回なのか、顔をみたらお話しをするのか、そういうことを明確にして納得した上で名簿に登載していただくのか、もう少し吟味していただきたい。

(事務局：染谷健康福祉部長)

今回の条例の目的からお話ししますと、目的は鎌田委員のご意見のとおりです。地域で支え合う地域社会づくりが一番の目的です。それが災害発生時に救命救助に繋がるのではないかとというのが目的です。そしてこの根本の計画は地域防災計画となります。地域防災計画でこの計画をより実行性があるものとするため、今回の条例の制定をしたいと思っております。その条例は地域で支え合う地域社会づくりと災害時には地域で困っている方を救出して行くことを目的にこの条例を作るものです。

(上平委員)

条例の目的は、支え合いでなければおかいと思います。中野区の条例を読んでもみると支え合いがポイントとなっています。そこがしっかりしていないと各論ばかりでは、本論がなくなってしまうのでそこを抑えておかなければならないと思います。災害だけでなく平常時を含めて考えないとだめだと思いますので、そこは落とさないでいただきたい。

(小泉委員)

今は、認知症や児童虐待等があり地域で支え合うことは大切であると思います。地区社協で実施している声の訪問活動をもっと少し市が深くかかわっていただけないか。

(鈴木(孝)委員)

地区社協で声掛けや見守りをやっております。今度は地域支え合いと行政でいろいろな関連が出てきますが、行政としてその関連をきっちり整理しておけば、見守りでお願いしたいとか、地域交流でお願いしたいとか方向性を定めて自治会にお願いしていただければ、前進できると思います。

(事務局：染谷健康福祉部長)

市の方針は、見守りや支え合いの主体となるのは、各自治会になると考えています。見守りを実施している自治会は175自治会のうち30自治会です。全ての自治会が見守りを実施することは不可能だと思います。そうなることや

り地区社協の皆さんや民生委員にお願いすることとなります。でも最終的には全自治会が自治会内で支え合えるコミュニティをしていただければと考えています。

(鎌田委員)

地区社協や民生委員さんが取組んでいる事業があるので、その整合性との問題が出ていますが、また自治会では30団体だけしかやってないのであれば、この条例で見守り活動の自治会にやっていただくことはハードルを下げレベルを最小限にさせていただいて、自治会が受けやすくなるのではないのでしょうか。

(事務局：染谷健康福祉部長)

条例には、軽減について入れませんが、支援計画の中には、レベルをある程度入れておこうと思っています。各自治会の年齢層もありますので、画一的に何回見守れということもできないと思います。

(鎌田委員)

ただ名簿をもらった自治会はどの程度見守りをしたらいいかわからない。

(事務局：染谷健康福祉部長)

量を決めないで、自治会のできる範囲で初めてもらわざるを得ないと思います。出来ることから初めてくださいと言おうと思っています。

(米澤委員)

地区社協に加入していますが、地区社協は民生委員と自治会長と小学校のPTAの方が入ってやっているのですが、見守りを実施しています。自分の住まいはマンションなので、民生委員の補助的に実施しています。話は変わりますが、住民票のない方とはどんな方でしょうか。

(事務局：石川主事)

学生だと親元に住民票を置いている人がいますし、高齢者は、保険証の管理等のため娘さんのところに住民票を置いている場合があります。

(上平委員)

障害者の方がいてもご家族がいらっしゃれば、見守りをしなくても良い場合もあるので、個人ばかりに目を向けないで世帯についても考えに入れてもらいたい。外国人は登録しろと言っても難しいと思うので他の方法を考えなければ

ならないのではないかと。中野区の条例を見ると事業者とありますが、具体的になにを考えているのか。事業者とは配達をする人と考えて取り込んでいけば、より実効性が増すのではと考えます。私の加入する自治会は年寄ばかりになって、意欲はあるのですが、活動できない人が多いので、サービス業の方をうまく取り込んで見守りをさせていただければ、良いのではと思います。

(事務局：鶴巻室長)

事業者につきましては、新聞配達や牛乳配達や宅配のお弁当屋さんのように毎日ご家庭を訪問する事業者でご協力いただける方を考えておりますし現在も見守りをお願いしています。

(上平委員)

現状はどうなっていますか。現状を提示いただかないと私たちは議論できません。

(事務局：河原健康福祉部次長)

個人を対象としていることについてですが、障害者手帳をお持ちの方は手あげ方式となっていますので、ご家族でできる方は対象となりません。外国人に対しては国際交流協会等を通してPRしてまいります。

(事務局：染谷健康福祉部長)

先日南流山センターの会議室で「あすなる会」20人くらいですが、緊急通報装置のことでお話しをしたのですが、それをつけられる方はご家族が何歳以上であるとか、ご家族2人と障害をもっている方になりますが、ある方がおっしゃるのは、障害のない家族は昼間働きに行ってしまうと、昼間は一人ぼっちになってしまうのでそういう人のことも良く考えてくださいと言われました。なるほどそうだねと考えました。条例が可決された後、妊産婦をどのようにこの制度に取り入れていくのが課題です。説明会でも妊産婦について質問が多数ありました。

(栗飯原委員)

名簿についてですが、これほどの情報をもらうと管理が難しいのではないかと。

(事務局：染谷健康福祉部長)

情報については、始めは皆さんができる範囲で情報提供していきたいと考えています。

(栗飯原委員)

計画に書かれている情報すべてではないのですか。

(事務局：染谷健康福祉部長)

計画策定の段階で精査していきます。

(田村委員)

ペナルティについてですが、この条例で守秘義務とか秘密の漏えいの禁止がありますが、それを破った場合はどうなりますか。

(事務局：染谷健康福祉部長)

ペナルティを科してもそのような犯罪は無くならないと思います。こちらが、根気よく秘密を漏らさないようお願いしていかなければならないと思います。民生委員は法で守秘義務がありますがペナルティはありません。自治会の皆様にペナルティを科すのはバランスが悪くなります。また自治会に加入する人が減っている中で、自治会の皆様にいろいろお願いしてペナルティでは、自治会の理解が得られないと思いますので、ペナルティは科さないこととしました。

(田村委員)

ペナルティを科さなくても、損害賠償や刑事罰の対象になるのではないでしょうか。

(事務局：染谷健康福祉部長)

それは別です、それは全く別です。

(上平委員)

消費者庁が消費者安全法を改正し、個人情報の漏えいに罰則を設けると書いてあるので、このような動向に事務局も考慮していただきたい。

(杉田委員)

先日自治会の総会があったので、市は地域支え合い条例を作ろうとしていますので、平常時自治会としてどんなことができるか、役員で考えましょうと話しました。それをベースに災害時にそれを生かしてやりましょうということで、私の地区には24の自治会があるのですが、それがあれば災害時のバックボーンになると条例に期待しています。

(事務局：染谷健康福祉部長)

10月が過ぎましたら土日でも出前講座にお伺いします。是非我々に仕事をさせてください。

(杉田委員)

出前講座をやっていただけでも伝えてあります。

(小島議長)

特にご意見がなければ、皆様からいただいたご意見を基に私たちで、答申案を作成して、次回の審議会で、お示しいたしますのでそれを基に御審議いただきます。そのほか何か事務局からありますか。

(事務局：鶴巻室長)

次回第3回流山市福祉施策審議会ですが、5月14日水曜日午後3時から場所はこの庁舎4階の401会議室で開催させていただきますので、宜しくお願いします。開催通知を差し上げますので、御確認ください。答申案作成の上で本日いただきましたご意見以外に御意見のある委員の皆様は、電子メールやファックスで5月9日金曜日までに送付いただければ、そちらの御意見も取り入れてまいりますのでよろしくお願ひします。

(鎌田委員)

3回4回も広報に日程が載っていましたが、既に決まっているのですか。

(事務局：鶴巻室長)

大変申し訳ございませんが、3回、4回も決まっております。第4回は5月20日火曜日午後2時を予定しております。

(小島議長)

以上をもちまして第2回流山市福祉施策審議会を終わります。ご協力ありがとうございました。